

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「児童相談所に配置される弁護士等を対象とした  
研修の効果的な実施方法に関する調査研究」  
報告書

平成31年3月

子どもの虹情報研修センター  
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

## 目 次

1. 研究の目的	1
2. 方法：研修の企画・実施と評価	4
(1) 研修の企画	4
(2) 研修の実施と参加状況	6
(3) 評価の方法	6
3. 結果と考察	8
(1) 参加者の属性	8
(2) 研修アンケートの分析	11
(3) 到達目標の自己評価の分析	12
(4) 勤務日数別の研修アンケート・到達目標の自己評価の分析	13
(5) 振り返りシートによる評価	19
4. まとめ	33

## 1. 研究の目的

平成 29 年の児童福祉法の改正では、都道府県が児童相談所（以下、児相）に弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うことが規定され、児相において弁護士配置が進むことが見込まれる。しかし、配置される弁護士の多くは、これまでに児相の業務内容や児童福祉の体制について学ぶ機会があった訳ではなく、児童福祉司を中心としたソーシャルワークや、児童心理司の役割などを十分に理解しているとは言いにくい状況にある。そのため、配置される弁護士を対象とした研修は必要であり、かつ、有益であると考えられる。特に配置されて間もない弁護士にとっては、児童相談所の業務特性を理解することで、児童福祉司や児童心理司等他の職種とスムーズな連携が可能となろう。加えて、研修を通して他の児相の実践に触れることは、実務に直結した実践的な情報を得る機会ともなるだろう。こうした学びを得た弁護士が児相の業務に携わるようになることは、今後の児相の専門性の向上につながると思われる。また、配置される弁護士は児童相談所ごとに少数であるため、その判断に個人的な考えが強く影響する危険性があることも想定すべきではないだろうか。研修の中で各地の弁護士が所属児相の実状やそれぞれの考えを討議することによって、他の児童相談所や弁護士が行っている対応や考え方を広く学ぶ機会となり、児相からの弁護士相談においてより適切な回答が可能になることも期待できる。

弁護士研修の必要性は既に認識されており、平成 29 年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業において、弁護士研修のカリキュラムや実施方法等の検討が行なわれている（「児童相談所に配置された弁護士を対象とした研修制度に関する調査研究事業・事業報告書」（2018 年））。この報告では、児相に配置された弁護士の担うべき役割を整理し、身につけるべき知識、技術、態度を示し、弁護士が到達すべき目標を明示している（表 1）。

表 1 児童相談所に配置された弁護士が到達すべき目標

一般到達目標	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 豊かな法的知識と技術を持ち、児童相談所の業務に対する法的支援を適切に実施する</li><li>・ 法的支援の実施に当たっては、法的妥当性だけでなく、子どもの最善の利益を踏まえて判断する</li><li>・ 児童相談所の他の職員に対して、法的視点に基づき支援を行う考え方を広める</li></ul>	
個別到達目標	
知識・技術	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童相談所の業務に対して法的支援を行うに当たり必要となる基本的な知識・技術を理解する</li><li>・ 児童福祉関連分野の法的知識と技術を活用し、子どもの最善の利益を踏まえ、児童相談所の業務において、適切に法的支援を行うことができる</li></ul>
態度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童相談所のソーシャルワークにおける法的支援の役割を理解し、子どもや子どもの関係者の置かれている実情を多面的に把握し、子どもの最善の利益の確保を常に考えて支援を行う</li><li>・ 他の職員との連携や円滑なコミュニケーションを図る</li><li>・ 子どもの最善の利益の確保という法が実現すべき価値を踏まえ、他の職員や関係者と見解が異なる場面であっても、児童相談所の対応の適法性や妥当性について、法律の専門家として自らの意見をしっかりと述べる</li></ul>

さらに、これらの到達目標を踏まえて、研修プログラムの案が示されている（表2）。

表2 カリキュラム（案）

1. 目的				
児童相談所に配置された弁護士が自らの担うべき役割を理解するとともに、実務において求められる知識や技術を適切に発揮できるよう資質の向上を図る。				
2. 対象				
児童相談所に配置された弁護士				
3. 日数				
2日間（宿泊研修）				
4. 内容				
	時間	科目	講師	備考
1 日目	13:20	開会		
	13:20 13:30	集合 オリエンテーション		・2日目の演習で検討するケースについては事前に提出
	13:30	【座学（現地視察）】 ＜テーマ例＞ ・児童相談所での支援ノウハウ ・最近の法改正について ・児童福祉に関する最新のトピックス（里親等委託の推進、特別養子縁組制度等）	弁護士 児童相談所職員 医師 臨床心理士 教師等異業種の専門家	・座学の場合は60～120分の講義として2、3科目の実施を想定 ・児童福祉概論など入門的な内容については「補完的な研修」の科目とすることを検討
	16:45	・異業種の専門家による講義（医師、臨床心理士等） ・関係機関等の現地視察（児童養護施設、一時保護所等）		・演習で検討するケースを改めて配布、事前検討を促す
	17:00	まとめ		
2 日目	9:30	【演習（ケース検討①）】 ＜テーマ例＞ ・一時保護をめぐる法的問題 ・児童福祉法第28条に基づく申立てをするか否かの判断が困難な事例	報告：参加者 助言：弁護士等	・参加者から事前に募ったケースについて、ケース提供者本人がプレゼンテーション ・グループ討議をしながら、適宜助言役の弁護士が解説・アドバイスをする
	11:30 12:30	【意見交換会】		・昼食を取りながら意見交換
	12:30	【演習（ケース検討②）】 ＜テーマ例＞ ・家裁への虐待送致をめぐる法的問題、証拠資料の作成について	報告：参加者 助言：弁護士等	
	14:30	まとめ 振り返り、アンケート		・2日間の研修での気づき・学びを自己評価 ・複数回参加者については、前回研修時からの自分自身や職場の変化についても記録し、研修成果を測定
	14:50			
	14:50	終了		
5. 備考				
① 補完的な研修について				
児童相談所に配置されたばかりの弁護士や、業務経験はあるが改めて基礎を学びたい弁護士向けに、基礎的な講義を実施する。				
・開講日：2日間の研修の1日目午前				

・内容				
	時間	科目	講師	備考
1 日 目	10:10	【座学】＜テーマ例＞ ・児童虐待事例での調査の基本 ・児童相談所の行政処分とその手続 ・28条申立て等の家庭 裁判所に対する申立書の書き方等 ・児童虐待事例に関する児童や保護者 への支援のあり方について	報告：参加者 助言：弁護士等	・講師にテーマに沿った基礎 的なテキストを作成いただ き、例年その成果を加工し、 一覧表として積み上げていく ことを想定
	12:20			
	12:20	終了		
② 基礎知識の一覧表				
研修で実施した講義内容をもとに、児童相談所において法的支援を行うに当たり参考となる情報を一覧にまとめる。				

本研究は、このプログラム案を踏まえて、実施可能な内容で研修を実施し、参加者からのフィードバックをもとに、研修プログラムを評価し、より有効な研修プログラムの策定に結びつけていくことを目的としたものである。

なお、本研究は、厚生労働省の「平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」として行なった。

## 2. 方法：研修の企画・実施と評価

### (1) 研修の企画

平成 29 年度の「児童相談所に配置された弁護士を対象とした研修制度に関する調査研究事業・事業報告書」のプログラム案を踏まえて、事務局がプログラムの素案を作成し、研究班員で構成された「プログラム検討会」に諮り、その意見を踏まえて修正を加えて、表 3 に示すプログラムを策定した。

現状では、児相に配置される多くの弁護士は経験年数が長くはなく、児相の業務や他職種の役割などについて必ずしも十分に理解していないことが推察される。児相における弁護士の役割を明確にする上で、これらの理解は基盤となる重要な要素である。そこで、座学となる講義 1 と講義 2 については、以下の内容を扱うプログラムとした。講義 1 は法的根拠をおさえつつ児童相談所の業務を解説するもので、経験豊富な児童福祉司がケースワークの流れを説明し、要所で児相経験の長い弁護士が法的根拠を解説する内容とした。講義 2 は児相の重要な機能のひとつである、児童心理司による心理業務について解説するもので、被虐待児の心性や、心理診断の方法と内容について理解を深める内容とした。2 日目のプログラムは、平成 29 年度研究報告のプログラム案の通り事例検討で構成したが、事例の報告者や助言者は、医師、児童福祉司、児童心理司など多彩な職種が担うこととして、多面的に事例を検討できるように工夫した。これは、児相で中心的な役割を担っている職種の見解に触れることで他の職種の専門性を理解することや、児相では援助方針会議など多職種が協働して組織的な意思決定を行うことを理解して、児相現場に近い臨場感のある事例検討になることを狙ったものである。

表3 児童相談所弁護士専門研修のプログラム

1	目的	児童相談所に配置された弁護士が自らの担うべき役割を理解するとともに、実務において求められる知識や技術を適切に発揮できるよう資質の向上を図る。		
2	テーマ	「児童相談所における法的対応」「児童相談所における弁護士の役割」		
3	対象	児童相談所に勤務している弁護士（常勤・非常勤・嘱託は問わない）		
4	期間	2日間		
5	内容			
	時間	科目	講師	ねらいと内容
1 日 目	13:00	開 会		オリエンテーション
	13:30	【講義1】 児童相談所業務と法的根拠	鈴木浩之 (神奈川県中央児童相談所・児童福祉司)	児童相談所が児童虐待の通告を受け、その後どのようにケースワークを進めるのか、児童福祉司による児相のケース対応の流れと対応の法的根拠を理解する。
	15:30		藤田香織 (藤田・戸田法律事務所)	
	15:45	【講義2】 児童虐待と心理診断	西澤康子 (東京都児童相談センター・児童心理司)	虐待を受けた子どもが抱える精神的・心理的 症状・状態を把握し、より根底にある心理的課題について学ぶ。また、活用される心理検査・知能（発達）検査を知り、検査によって子どものどのような課題が把握可能か等について学ぶ。
	17:15			
	17:30	【交流会】		参加者同士で情報交換を行い、児相弁護士ネットワークの構築をはかる。
19:00				
2 日 目	9:30	【虹センターからの 情報提供】		虹センターの事業の中で参加者にとって活用できる情報を提供する。
	9:45			
	9:45	【事例検討1】 児童相談所における法的対応	報告： 信田孝生 野々山綾華 橋本佳子 (名古屋中央児童相談所、児童福祉司、心理司、弁護士)	家庭裁判所に申し立てた事例について、事例を担当した児童福祉司、児童心理司、弁護士が協働で発表し、検討する。助言者として精神科医、弁護士を招き、ケースの社会診断、心理診断、精神医学的見立てを踏まえ、法的対応の考え方や手立て、子どもと家族への支援のあり方について知見を広げる。その中で弁護士の取る役割について検討を深める。
	11:15		助言：中山 浩 (川崎市こども家庭センター・精神科医) 進行と助言：岩佐嘉彦 (いぶき法律事務所)	
	11:30	【情報交換】 行政説明と情報交換	近藤有希子 (厚生労働省子ども家庭局)	昼食を取りながら、児童虐待施策の動向についての行政説明を受ける。その後グループに分かれて各児相での弁護士の現状について情報交換を行う。
	12:30			
	12:45	【事例検討2】 児童相談所における法的対応	報告：一宮里枝子 (福岡県福岡児童相談所・弁護士)	参加者から提出された事例を検討する。助言者として、児相業務に精通した児童福祉司、精神科医、弁護士を招き、各専門領域から検討を行うことで、多角的な視点から児相の事例の展開を理解し、その中で法的対応の考え方や手立て等を検討する。さらに児相業務における弁護士の役割について理解を深める。
	14:15		助言： 金井 剛 (三重県立子ども心身発達医療センター・児童精神科医) 影山 孝 (東京都児童相談センター・児童福祉司) 進行と助言：磯谷文明 (くれたけ法律事務所)	
14:15	【振り返り】		学んだことを振り返るとともに、各評価シートに記入する。	
14:35				
14:45	終 了			

## (2) 研修の実施と参加状況

平成30年8月に都道府県政令市等の児童福祉主管課と児童相談所に募集要項を郵送した。その結果、48名から申し込みがあり、全員を受講対象とした。平成30年10月16日(火)から10月17日(水)までの2日間にわたって本研修を実施した。

研修実施に先立ち、参加者同士の情報交換の助けとなる資料として、フェイスシートの提出を求めた(表4)。なお、この資料に記載された経験年数等は、受講者統計にも活用した。

表4 フェイスシート

受講者番号	氏名(ふりがな)	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	所属児童相談所
よく取り扱う分野		所属弁護士会	
経験年数		児童相談所勤務形態	
◆弁護士修習期 _____ 期		<input type="checkbox"/> 常勤	
◆児童相談所勤務年数(通算) _____ 年		<input type="checkbox"/> 非常勤→週・月に【 】回勤務/不定期	
◆児童福祉関連業務従事年数(通算) _____ 年		<input type="checkbox"/> 嘱託→週・月に【1. 5】回勤務/不定期	
児童相談所における業務内容・役割をご記入ください。			
児童相談所における業務を円滑かつ適切に行うために工夫していることをご記入ください。			
他の参加者に聞きたいことをご記入ください。			
本研修に参加するにあたっての動機や知りたいこと等をご記入ください。			
連絡先 〒 TEL _____ E-mail _____			

## (3) 評価の方法

研修の効果について、以下の複数の方法で評価を行なった。

### ①研修アンケート

各プログラムに関して、参加者が感じた効果や満足度を以下の4つの指標で評価する自記式のアンケートを実施した。

[4つの指標]

- ・「知識を新たに得ることができた」
- ・「新たな気づきや理解の深まりがあった」
- ・「意欲・関心が高まった」
- ・「満足できる講義・演習だった」

「低い」から「高い」まで5件法で評価し、各プログラムの終了時に記入を求めた。



## ②到達目標の自己評価

平成 29 年度の「児童相談所に配置された弁護士を対象とした研修制度に関する調査研究事業・事業報告書」で示された到達目標を達成するにあたって、本研修がどの程度役だったと感じるか、5 件法による自己評価を求めた（表 5）。なお、評価票への記入は、研修終了時に実施した。

表 5 到達目標の自己評価

No	【一般到達目標】	低い	どちらでもない		高い	
		1	2	3	4	5
1	豊かな法的知識と技術を持ち、児童相談所の業務に対する法的支援を適切に実施する	1	2	3	4	5
2	法的支援の実施に当たっては、法的妥当性だけでなく、子どもの最善の利益を踏まえて判断する	1	2	3	4	5
3	児童相談所の他の職員に対して、法的視点に基づき支援を行う考え方を広める	1	2	3	4	5
No	【個別到達目標】知識・技術	低い	どちらでもない		高い	
		1	2	3	4	5
1	児童相談所の業務に対して法的支援を行うに当たり必要となる基本的な知識・技術を理解する	1	2	3	4	5
2	児童福祉関連分野の法的知識と技術を活用し、子どもの最善の利益を踏まえ、児童相談所の業務において、適切に法的支援を行うことができる	1	2	3	4	5
No	【個別到達目標】態度	低い	どちらでもない		高い	
		1	2	3	4	5
1	児童相談所のソーシャルワークにおける法的支援の役割を理解し、子どもや子どもの関係者の置かれている実情を多面的に把握し、子どもの最善の利益の確保を常に考えて支援を行う	1	2	3	4	5
2	他の職員との連携や円滑なコミュニケーションを図る	1	2	3	4	5
3	子どもの最善の利益の確保という法が実現すべき価値を踏まえ、他の職員や関係者と見解が異なる場面であっても、児童相談所の対応の適法性や妥当性について、法律の専門家として自らの意見をしっかりと述べる	1	2	3	4	5

## ③振り返りシートによる評価

研修終了時に、以下の 3 つの視点から参加者に自由記述を求めた。

[3 つの視点]

- ① 研修を通して新たに得た知識や技術、考え方。
- ② 研修で学んだことを、実務にどのように活用するか。
- ③ 研修を受けたことで、より深く学びたい、継続的に学びたいこと。

自由記述は、類似する内容のフレーズをグループにまとめ、記述内容によってカテゴリーに名称をつけ、その名称や該当件数等を分析する、KJ 法による分析を加えた。

### 3. 結果と考察

#### (1) 参加者の属性

##### ①性別

男性が 28 名、女性が 20 名だった。

##### ②年代

参加者の年代を以下の表に示した。30 代が 21 名、40 代が 22 名で過半数を占めた。

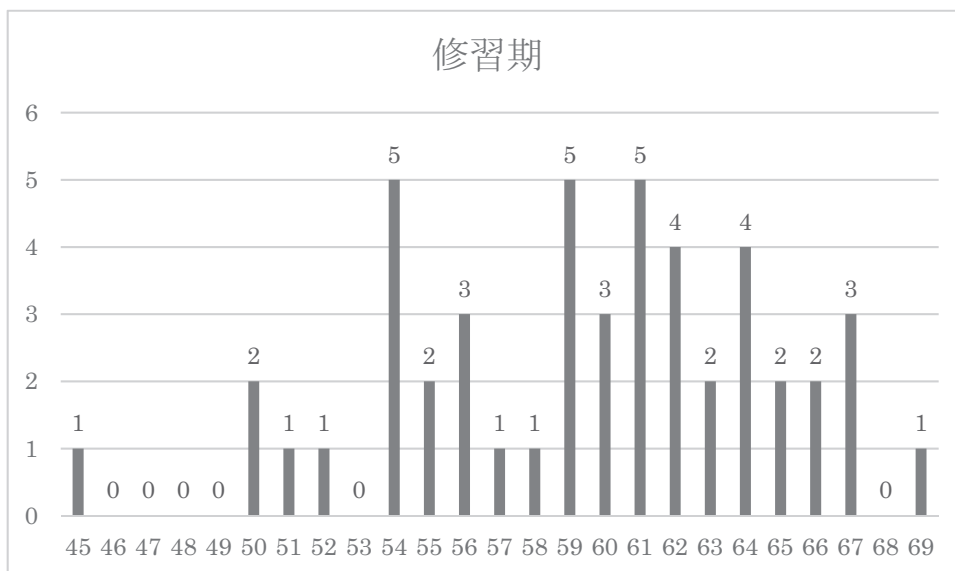
表 6 参加者の年代

年代	人数 (人)
20 代	0
30 代	21
40 代	22
50 代	4
60 代	1
合計	48

##### ③修習期・経験年数

参加者の修習期 (図 1)、児相勤務年数 (図 2)、福祉関連従事年数 (図 3) について、グラフで示した。また各修習期において、児相勤務年数が 3 年未満と 3 年以上の人数を図 4 に示した。修習期とは、司法試験を合格し、最高裁判所に司法修習生として採用された期をいう。

図 1 修習期



参考 修習期と修習開始時期の対応表

修習期	41 期	42 期	43 期	44 期	45 期	46 期	47 期	48 期	49 期	50 期
西暦	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
修習期	51 期	52 期	53 期	54 期	55 期	56 期	57 期	58 期	59 期	60 期
西暦	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
修習期	61 期	62 期	63 期	64 期	65 期	66 期	67 期	68 期	69 期	70 期
西暦	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016

図2 児相勤務年数

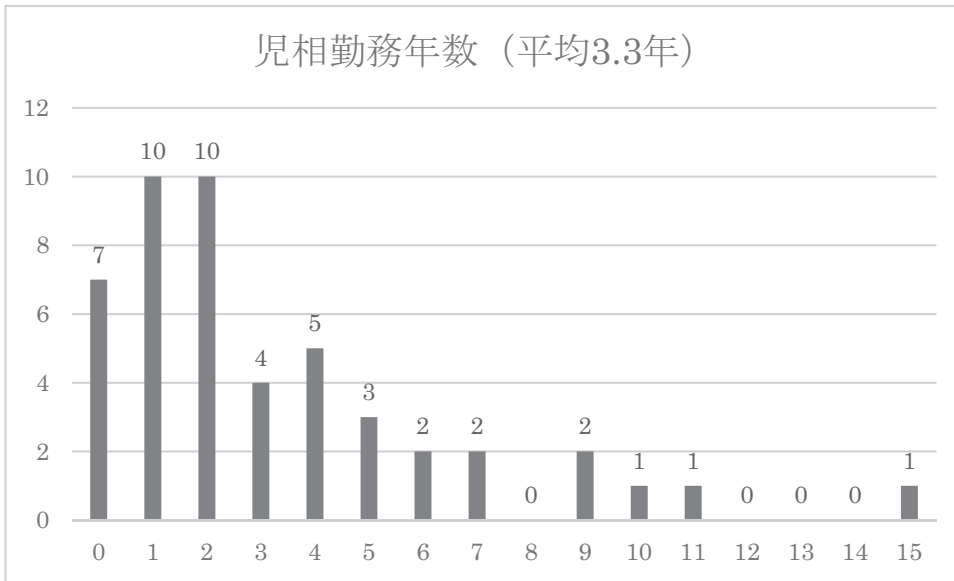


図3 福祉関連従事年数

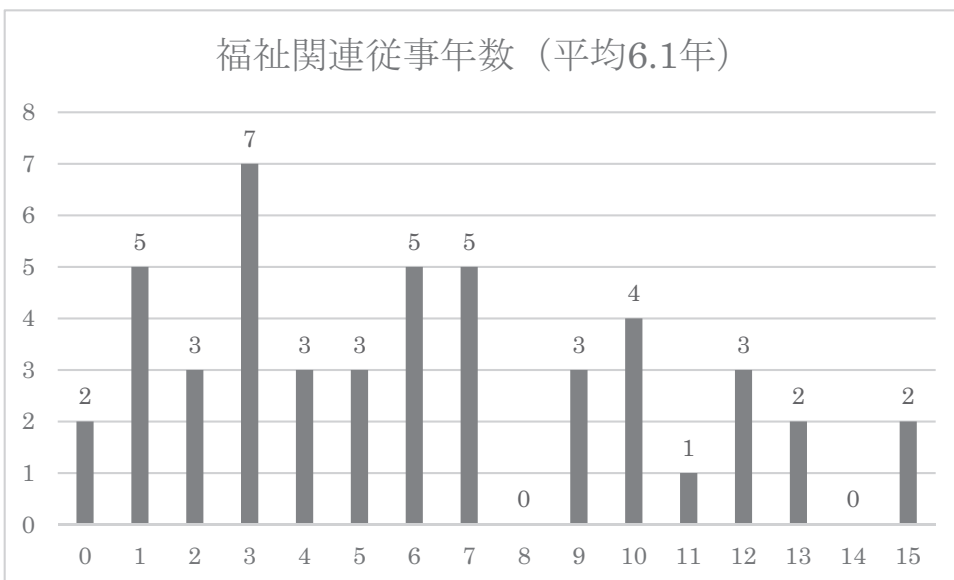
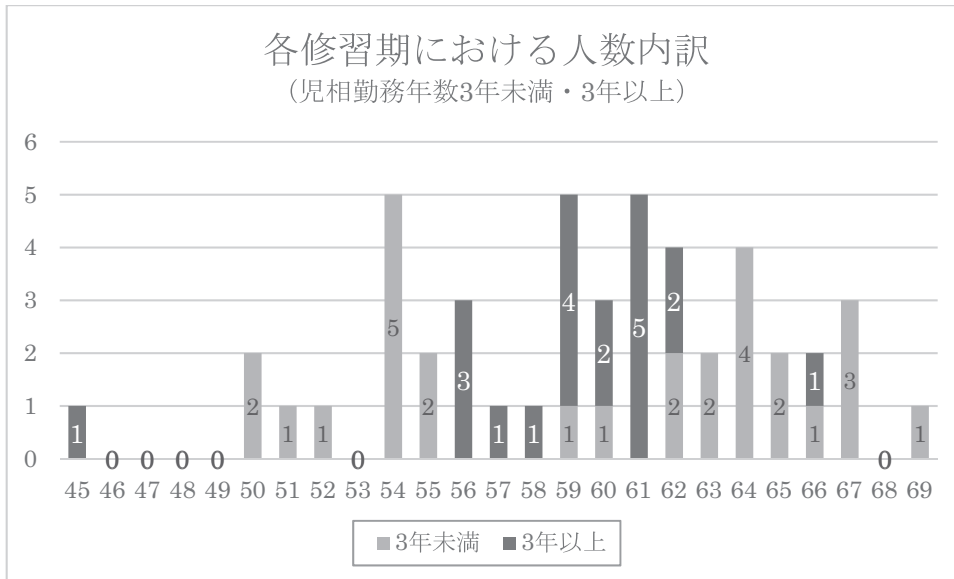


図 4 各修習期における児相勤務 3 年以上の人数



④勤務形態

参加者の勤務形態について、以下の表にまとめた。常勤は 4 人と少なく、非常勤が 24 人、嘱託が 18 人だった。なお非常勤・嘱託については、週あるいは月の中で勤務する日数の回答を求めており、週 1 日が 9 人、月 1 日が 10 人と多かった。嘱託弁護士の参加が多かったのは、事務所が積極的に嘱託弁護士を派遣しようとする意向が強かったことも反映していると考えられる。

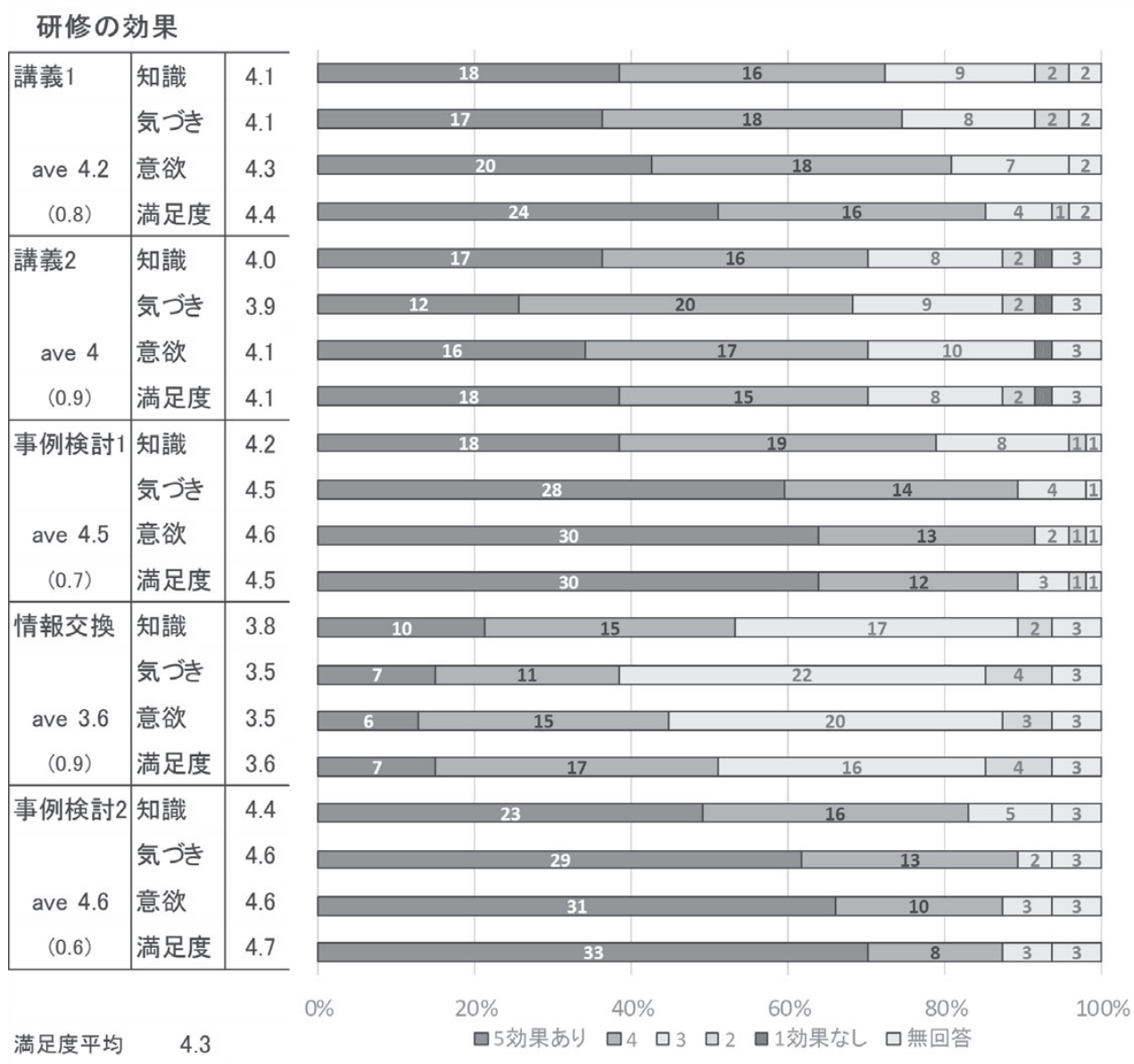
表 7 勤務形態

	計 (人)	週				月								不定期	不明
		1	1~2	2	4	0.5	1	1~2	2	3	3~4	4	20		
常勤	4														
非常勤	24	6	1	1	1	1	7	1	0	1	1	0	2	2	0
嘱託	18	3	0	0	0	0	3	0	5	0	0	3	0	2	2
不明	1														
協力	1														
	48	9	1	1	1	1	10	1	5	1	1	3	2	4	2

## (2) 研修アンケートの分析

研修の効果および満足度は、各プログラムについて以下のとおりの結果となった（図5）。全てのプログラムの満足度の平均は4.3だった。満足度において評価が高かったプログラムは、「事例検討2」で5点が70.2%、平均評点が4.6だった。次いで「事例検討1」で5点が63.8%、平均評点4.5だった。事例検討の満足度が高い結果となった。他に比べて全体的に評価が低かったプログラムは、「情報交換」で5点が14.8%、平均評点が3.6だった。次いで「講義2」の評価が低く、5点が27.6%、平均評点が4.0だった。「講義2」の自由記述には、“心理的知見が中心であり、法的手続きの相談を受ける人に向けた内容にしてほしかった”という記述があった。

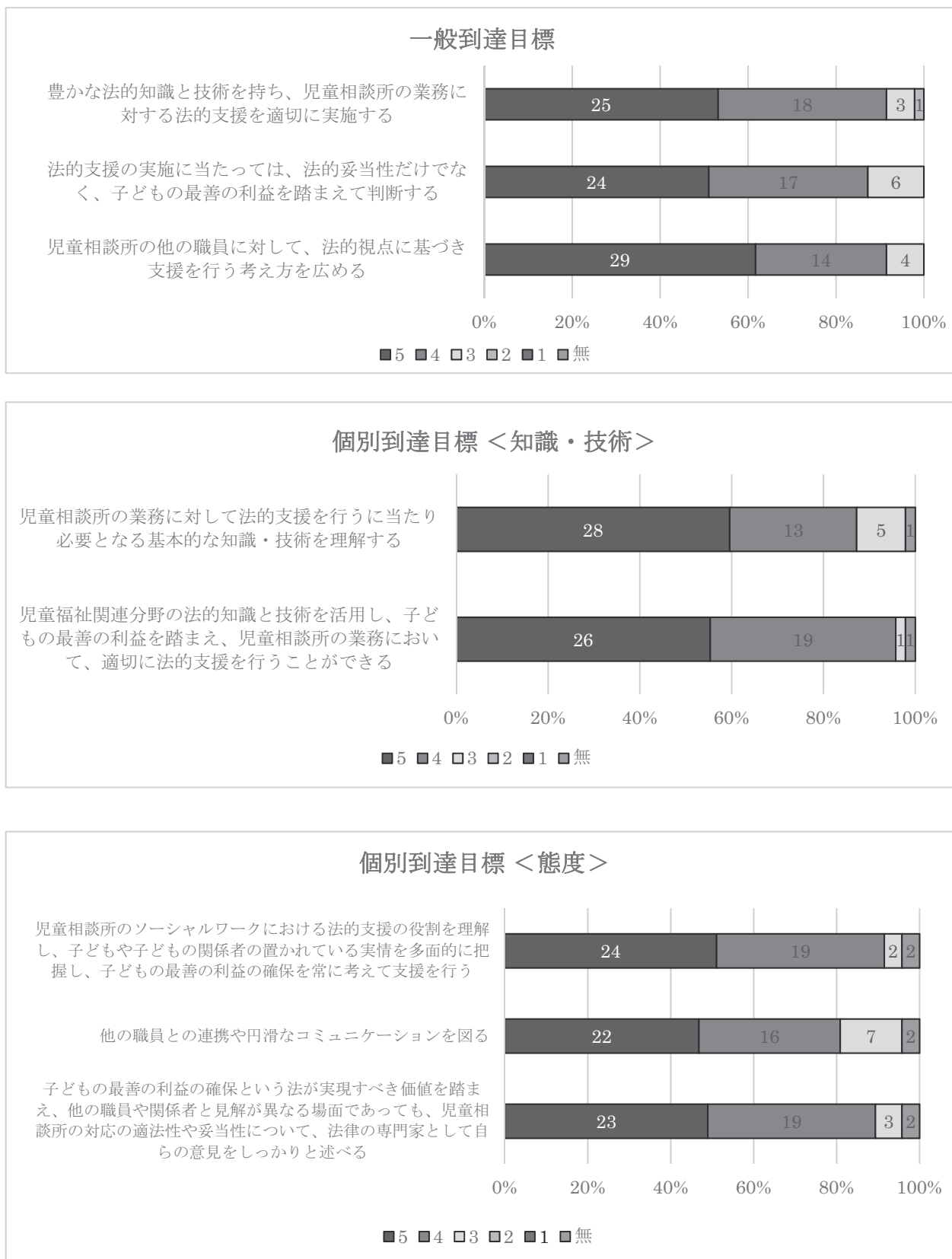
図5 研修の効果



### (3) 到達目標の自己評価の分析

到達目標について、以下の3つの下位分類について、それぞれグラフを示した。一般到達目標の「児相職員に法的視点に基づく支援を広める」の項目で5点が61.7%と最も多かった。

図6 到達目標の自己評価



#### (4) 勤務日数別の研修アンケート・到達目標の自己評価の分析

(2) および(3)で研修の評価について結果を示したが、参加者の児相への関与の度合いの違いによって研修の評価が異なるのではないかと考えた。関与の度合いは、援助方針会議など児相の意思決定に関わるかどうかによって変わると予想される。意思決定に関わる会議に出席するためには、少なくとも週1日以上勤務をしていることが条件になると考えられる。そこで勤務日数が週1日以上(常勤および月4日以上非常勤・嘱託も含む)の群と、週1日未満(月4日未満も含む)の群に分けて検討した。群に分けたところ、週1日以上は21名、週1日未満は23名、不明は4名だった。週1日以上、未満で研修後アンケート、到達目標の自己評価についてグラフ化した(図7~10)。

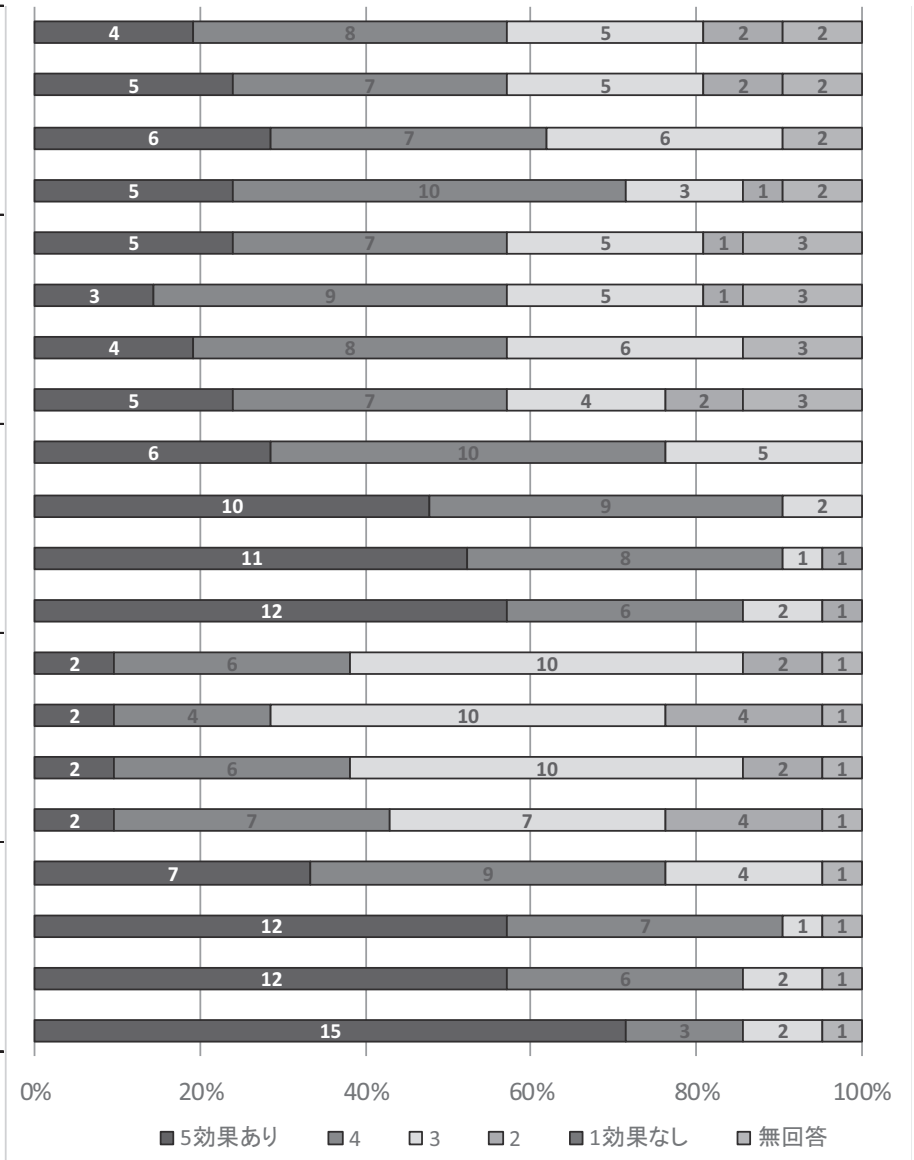
研修の満足度は週1日以上が4.0、週1日未満が4.5で、週1日未満の方が高かった。プログラム別にみると、週1日未満が以上に比べて、講義1および講義2・情報交換の研修効果・満足度において得点が高かった。事例検討はいずれの群においても4.0~4.8と高得点であった。

到達目標については、いずれも週1日未満が5点ならびに4点をつけた人が80%~90%だったが、週1日以上では80%に満たない項目もあった(基本的な知識・技術、円滑なコミュニケーション、専門家としての意見を述べる、の3項目)。

今回の研修は児相への関与度合いが比較的低い弁護士において満足度が高いことが明らかになった。特に基本的な知識を学ぶ講義において顕著であった。ただし事例検討は関与度合いに関わらず効果・満足度が高かった。多職種がそれぞれの立場を発言し合う事例検討であったため、児相との関与度合いに違いがあっても、いずれの群でも学ぶことができる内容になっていたのではないかと考えられる。

図7 研修の効果  
(週1日以上勤務)

講義1	知識	3.7
	気づき	3.8
	意欲	4.0
	満足度	4.0
ave 3.9 (0.9)		
講義2	知識	3.9
	気づき	3.8
	意欲	3.9
	満足度	3.8
ave 3.8 (0.9)		
事例検討1	知識	4.0
	気づき	4.4
	意欲	4.4
	満足度	4.4
ave 4.3 (0.8)		
情報交換	知識	3.4
	気づき	3.2
	意欲	3.4
	満足度	3.4
ave 3.3 (0.9)		
事例検討2	知識	4.2
	気づき	4.6
	意欲	4.5
	満足度	4.7
ave 4.5 (0.7)		



満足度平均 4.0



(週 1 日未満勤務)

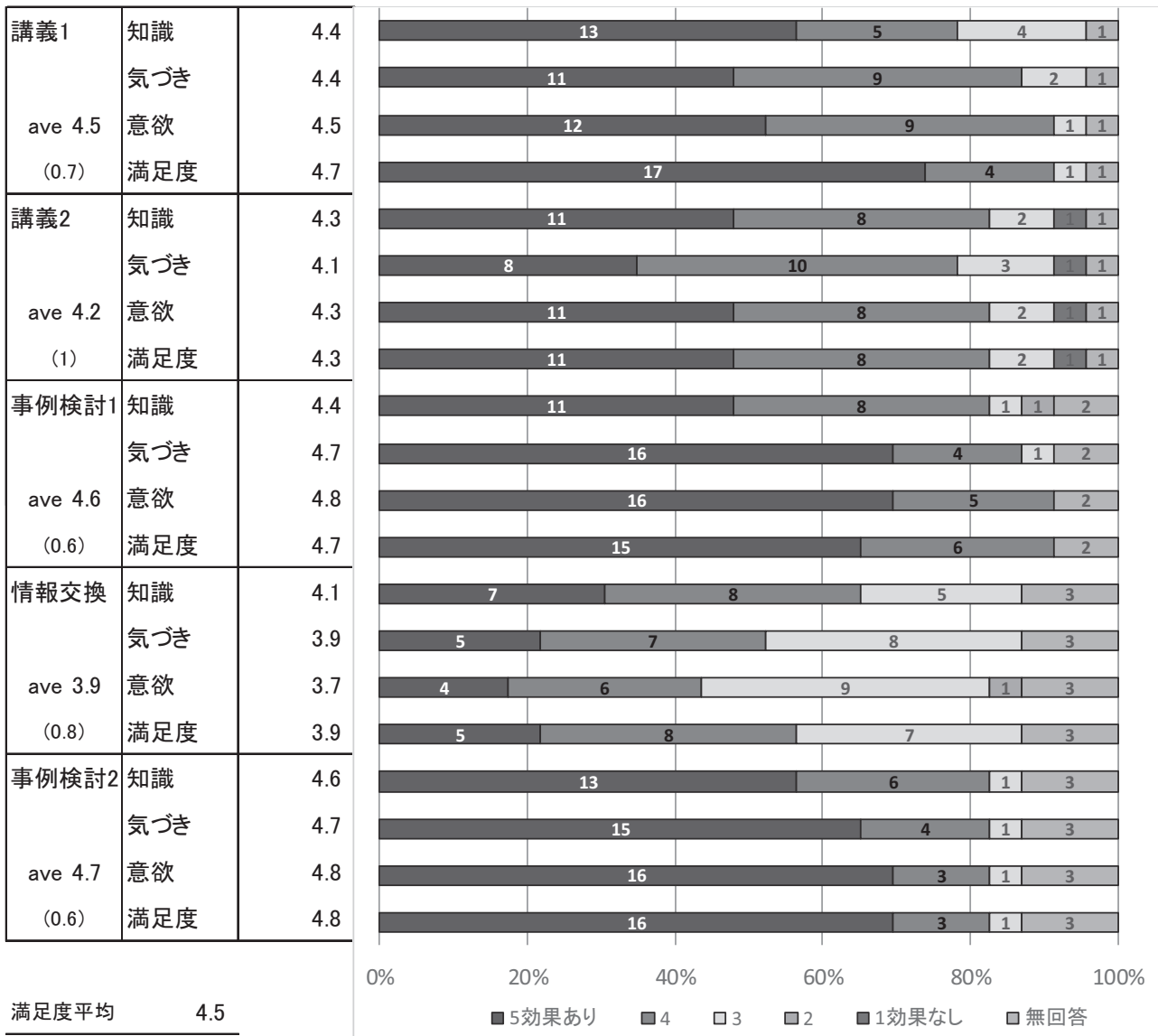
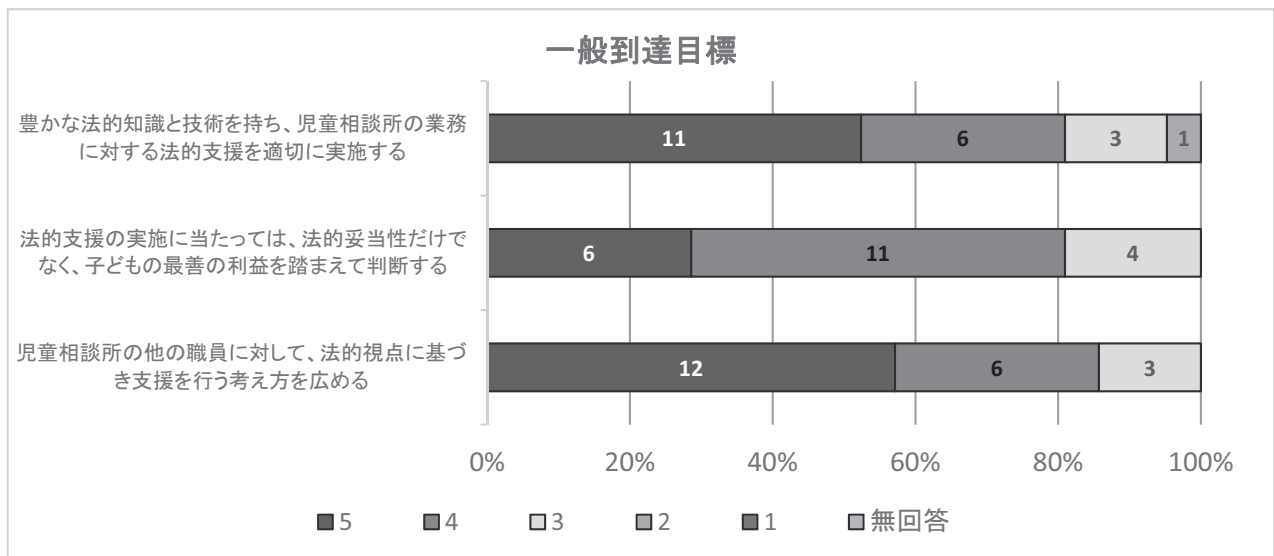


図 8 一般到達目標

(週 1 日以上勤務)



(週 1 日未満勤務)

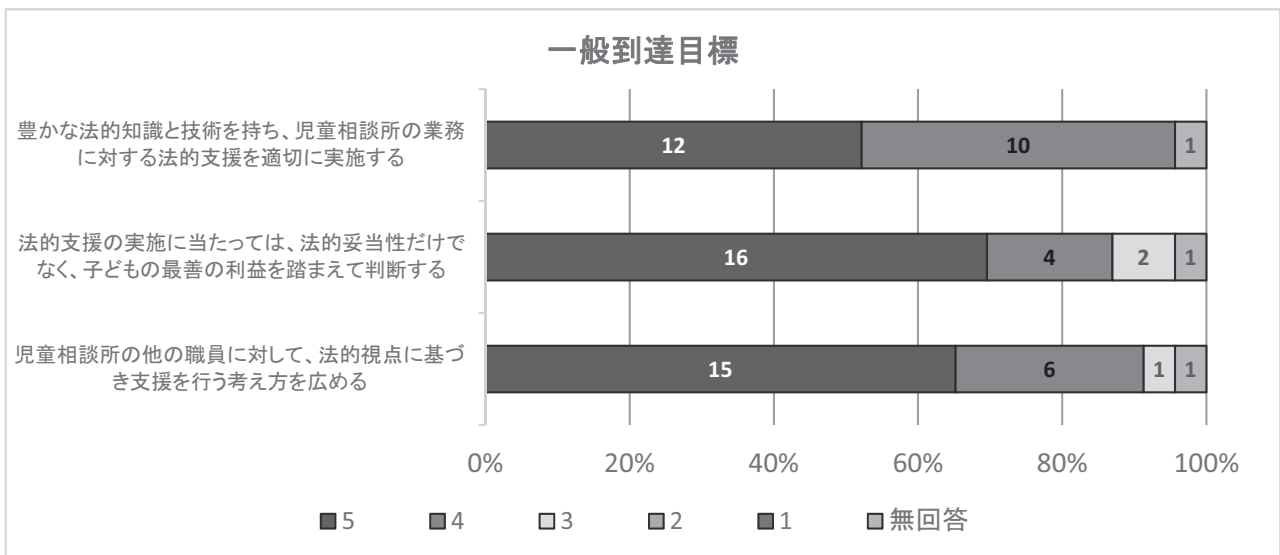
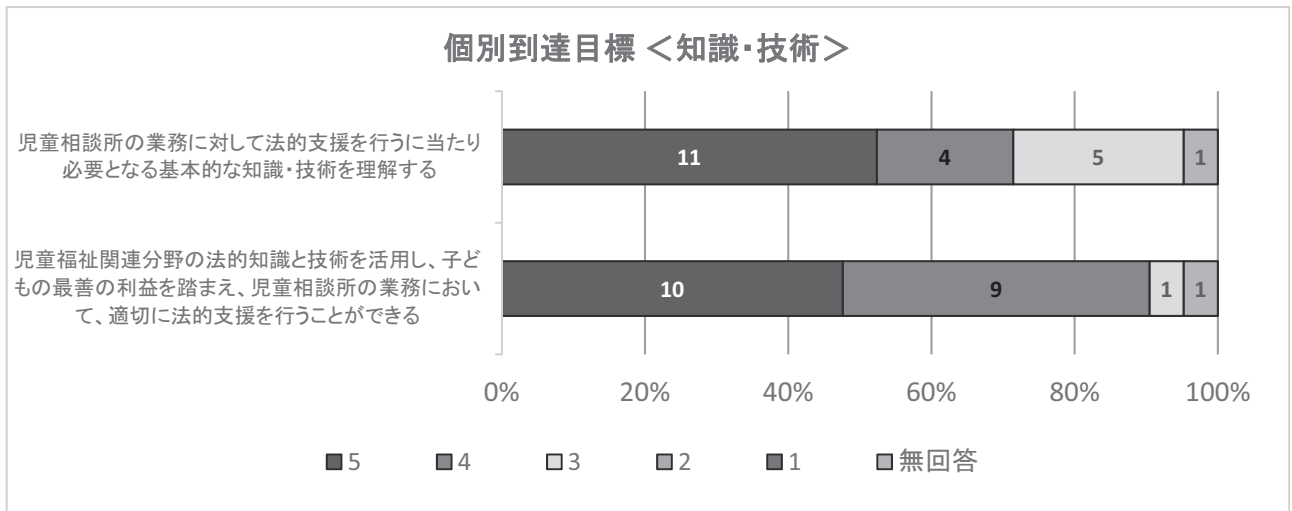


図9 個別到達目標<知識・技術>

(週1日以上勤務)



(週1日未満勤務)

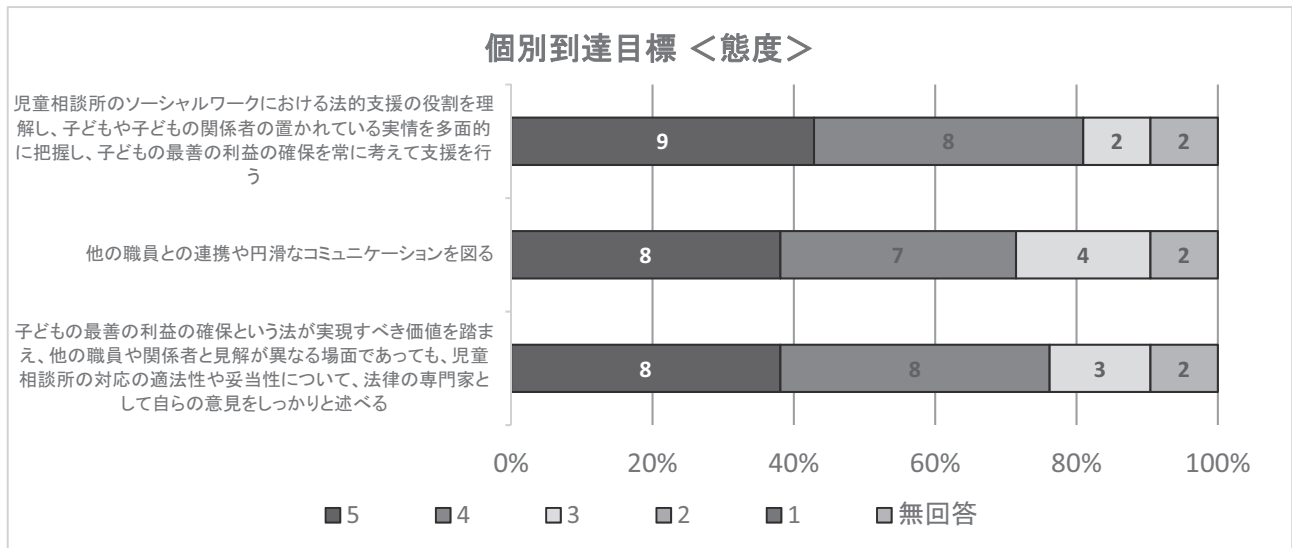
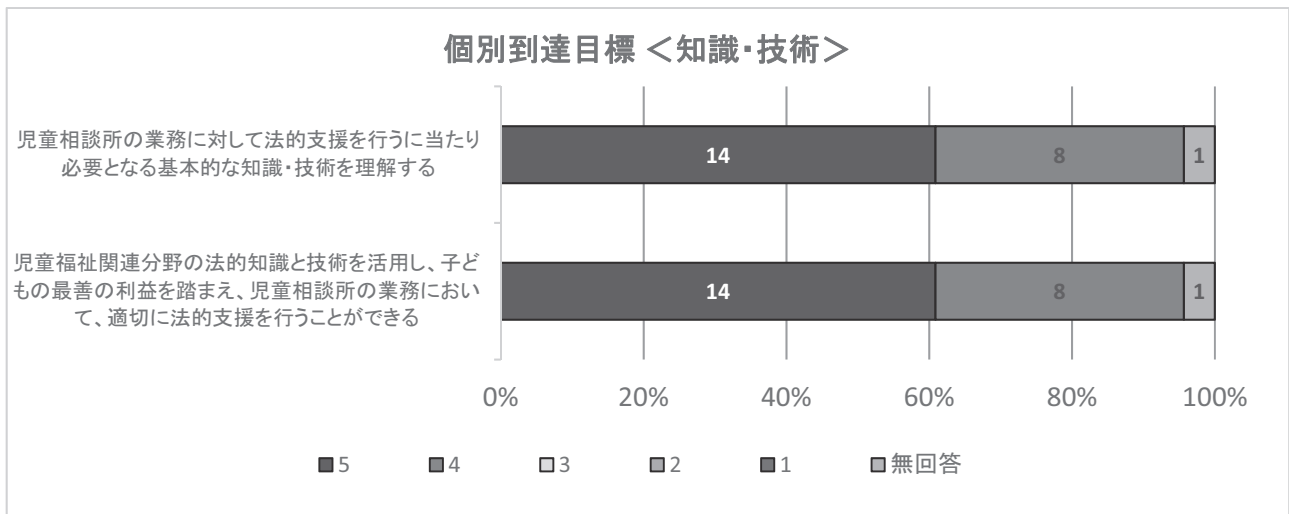
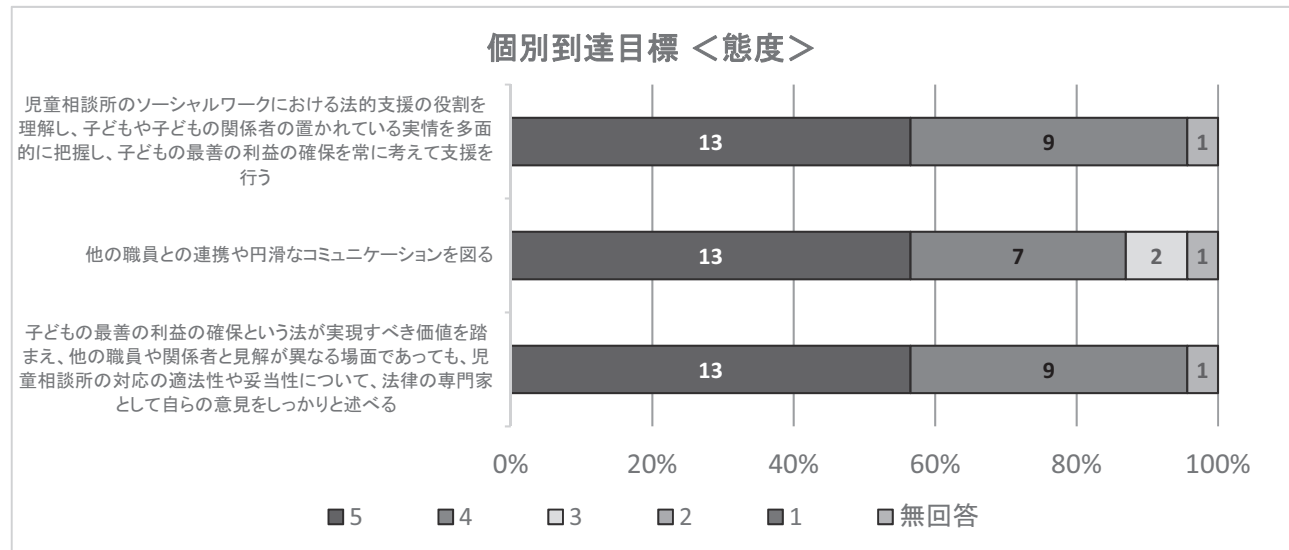


図 10 個別到達目標<態度>

(週 1 日以上勤務)



(週 1 日未満勤務)



## (5) 振り返りシートによる評価

### ア) 振り返りシートへの自由記述の結果

研修終了時に、振り返りシートに、「①研修を通して新たに得た知識や技術、考え方」、「②研修で学んだことを、実務にどのように活用するか」「③研修を受けたことで、より深く学びたい、継続的に学びたいこと」の3項目について自由記述を求めた。その結果は表8の通りである。

表8 自由記述と児童相談所勤務日数

※空欄は無記入

①新たに得た知識や技術、考え方	勤務日数
具体的な検査の内容等、現状（行政説明）	不明
この研修で得た児相業務の法的根拠についての体系的な理解はぜひ地元に戻り県内の弁護士会に還元したい。他県の弁護士配置状況も得るものがとても大きかった。	不明
虐待親の背景、子の状況を広い視点から観察・検討する必要性をあらためて感じました。	週1未満
弁護士が児相に携わる際の基本的知識や心がまえについて学ぶことができた。	週1未満
・証拠が足りているかどうか以前の問題としての心構え。 ・ソーシャルワークの本質を見失わないこと。 ・近年の法改正	週1未満
・週1以上職種との協働を意識し、心理所見、ケースワーカーとの関係性 ・CWを育てる視点 ・ビネー系、WISC系の使い方 など	週1未満
ピクチャーアンドワーズで子どもに伝える技法	週1未満
初？の？？？、法の根拠と事実の？？が良く整理できてよかった。	週1未満
児相が「子は返せない」と判断した時にはできる限り、28条申立て、親権制限申立て等に積極的に取り組むこと。	週1未満
心理や医学所見の扱い方、証拠化の方法 客観的証拠がない場合の対処	週1以上
・心理所見、診断票が裁判所提出用で作成されていること。千葉でもできるといいなと思いました。 ・法制度を整理して理解できました。また争いがあったり、自治体によって解釈や扱いが違うことがあることもわかり安心しました。	週1以上
弁護士として児相業務に関わる意味を考えて、弁護士ならではの仕事をしていく必要があると自覚しました。	週1以上
他地域での実践状況等	週1以上
特に心理診断に対する基本的・網羅的知識を得ることができました。	週1未満
特に代理ミュンヒハウゼンについての理解が深まった（自分自身が経験したのは高校生のケースであったので、乳幼児の場合の対応について勉強になった）	不明
講義2、事例検討1、2ともに、心理学、精神医学の知識を新たに学び、理解を深めることができた。基本的な知識のみならず、実践の中でどのような役割を果たしているかを学ぶことができた。	週1未満
ケースごとではなく、全体に共通する知識、考え方が重要だと改めて認識した。	週1未満
心理学的知識、医学的知識 28条申立に関し、「在宅でできないのか？」という視点で再考すること（事前の検証として）	週1以上
	週1以上
代理ミュンヒハウゼンのケースの進め方、立証の仕方、弁護士へ求めること	週1以上
児相が帰せないと判断したケースに、何とか力を出してその判断に沿うような結論に達するようにしようと思って仕事をしていましたが、その姿勢はまちがっていないということが再確認できました。	週1以上
「負けてもいいから28条を出す！」すなわち児相としての判断を示すことの重要性を知りました。行政説明では、データを示していただき、子どもを取り巻く状況が良く理解でき、取り組みの施策についても一覧的によくわかりました。	週1以上
・児福法については主として改正部分に十分な理解をしていない箇所があったので、改めて学習し直したい。 ・虐待児童の心理については基礎的知識を学んだ。 ・事例検討では、かなりの困難ケースについての28条申立方法を学んだ。	週1以上
・心理所見の証拠としての活用、証拠化するための視点。 ・「負けてもいいから（家裁に）申し立てる」という姿勢。新潟県は児童福祉法分野の事件自体が少ないので、事例を裁判所に上げるといった役割も大きいと感じるし、仮に負け事案であっても、学ぶところや業務の改善に資するところも大きいと思う。	週1以上
サインズの手法をしっかりと使ったケースワーク、心理所見の書き方（準備の仕方と事前に28条用に表現をまとめたものをつくっていること等）について非常に有用でした。また同業種ならではの証拠の分析の仕方、深さがとても勉強になりました。	週1以上
虐待事案の法的根拠、心理診断の活用方法、法的ソーシャルワークという考え方。	週1未満

心理士の報告書を証拠で出したことがなかったので、その活用や、それを出すまでの打ち合わせについては初めて学ばせて頂いた。	週1以上
他児相の弁護士（多職種も）の働き方。 勤務の実態	週1未満
法的根拠をじっくり確認できた。	週1以上
各種心理検査、障害の概要、児童福祉司指導としての反応による証拠収集など	週1未満
精神医学、心理学の基礎知識、心理検査の方法	週1未満
	週1以上
家裁審判申立について「証拠が上がるかどうか」「立証できるかどうか」という弁護士の視点だけでなく、「返せるかどうか」「ケースとして申し立てをすべきかどうか」という視点の重要性を感じた。	週1以上
	週1未満
基礎知識を含め、勉強になりました。	週1未満
心理テストの持つ意味合いやそれをどのように裁判資料とするか、他地域の取り組みを知ることができて有意義であった。	不明
・法的知識の総ざらいができた。 ・他職種の方の考え、他庁の状況を知ることができた。	週1未満
みんなで考えることの重要性を改めて理解できた。	週1以上
28条審判に至った事案における事案の進め方や立証の仕方。	週1未満
	週1以上
訴状の組み立て方で骨の部分とは、やはり子どもの行動とその評価なのかな、と思いました。	週1以上
	週1未満
・28条の資料を集める際、心理担当や一時保護所担当の人などと協議して、裁判所提出用の所見等を作成した方がよいということ。：保護等のアセスメントも重要であること。	週1未満
児相の業務や心理面での調査、検査対応について学ぶことができた。	週1以上
心理診断の内容、意味、28条、客観的証拠が乏しいケースの対応、代理ミュンヒのケース対応	週1以上
心理に関しては今まで十分な勉強ができていなかったので大変勉強になりました。	週1未満
児相と弁護士間の密な連携が必要であること、具体的事例に対する対応。	週1未満
行政処分としての告知の必要性、法律の順守	週1未満
<b>②実務への活用</b>	
事案にあたる際の児童の状況把握	不明
担当している児相へ、法的根拠について何回かに分けて研修を実施して還元したい。他の顧問弁護士へも還元したい。	不明
ソーシャルワークの手法で今日学んだことは、虐待対応のみならず幅広く実務に活用できると感じました。	週1未満
法的アドバイスの際に多角的な視点で検討することの重要性を痛感し、その点を意識して活用していきたい。	週1未満
・もう一度条文を読み込んだうえでできるだけ早く正確にアドバイスしたい。	週1未満
積極的に多職種との意見交換をしていきたい。他県の弁護士のやり方を聞いたので、取り入れられるところはとり入れていきたい。	週1未満
	週1未満
普段理解できなかった、他の職種の方の行動がよく分かり、大変参考になった。	週1未満
児相担当者、児童心理司、精神科医とのコミュニケーションを取るときに活用したい。	週1未満
CWヘフィードバックしたり、裁判等の手続きへ活用	週1以上
・各地の実情もふまえ、千葉でのケースワークへのアドバイスをしたり申立などしたいと思います。	週1以上
CWとのコミュニケーションのとり方を工夫し、変えていきたいです。	週1以上
他地域で実践していた工夫を取り入れてみたい。	週1以上
裁判所に提出するための心理的所見について何をどの様に盛り込むかについて、今後工夫して取り入れたいと思います。	週1未満
現在児相の現場にいないが、児福審での諮問や区側の立場での活動に活かしていきたい。	不明
事例検討で学んだ多角的、他職種の方の分析について、具体的なケースの中で、自分の検討としても、児相の職員の方との協議の中でも生かしていきたい。	週1未満
ケースで悩んだら、基本に立ち返りたい。	週1未満
心理司さんともっとお話したいと思った。28条申立書の起案に反映したい。	週1以上
	週1以上
行政機関の中にいる弁護士への立ち位置を再確認したので生かしたい。	週1以上
そのまま言葉で伝えていこうと思っています。	週1以上
証拠がないからあきらめるということのないように、証拠がなくても何とかするという態度でありたいと思います。昼食時の情報交換で、他児相でのCWとの協働の工夫をききました。参考にしたいです。	週1以上
・虐待児童の心理について、自学自習をしてさらに知識を深めた上で、①援助方針会議でのアドバイス、②適切な28条申立てに役立てたい。 ・事例検討1で学んだ困難ケースを同種事案に応用していきたい。	週1以上

・判定会議、援助方針会議などでの発問や助言に活かす。 ・保護者との面接の際に子どもの気持ちを伝える言葉の選び方。 ・心理職の方と積極的に話し、教えてもらいながら知識と実践を結びつける。	週1以上
保護者に会う時、児童面接をするときは、サインズをもう少し使っていこうと思いました。	週1以上
勤務先に持ち帰り、手続きや申立書の作成に活用したい。	週1未満
他の児相での悩みや活動を聞けたので、岐阜での弁護士配置のあり方で改善すべきところなど考えていきたい。	週1以上
勤務弁護士のあり方については県との協議が予定されているので今後の協議に生かします。	週1未満
今回得た有益なノウハウを使えないかを意識してケースを見直してみたい。	週1以上
流れを学ぶことができたので、個別の（ピンポイントの）相談があった時に相談前後のこともフォロー、確認してみたい。	週1未満
心理検査報告書を28条申立で利用したことがなかったが（他の証拠で十分だったため）、今後証拠が薄いケース等では利用を検討してみたい。	週1未満
	週1以上
所属児相において研修を行う際や、担当者への相談の際に活用したい。	週1以上
	週1未満
弁護士として求められるのは何か、ということを考える機会にもなりました。積極的に関わっていく必要があることもよく分かりました。	週1未満
自身の関わる児相の作成する心理所見が不十分であると常に感じていた。今後よりよい心理所見の作成や心理職の活用方法について協議・検討したい。	不明
CWへの配慮、適切な指摘の点で活用したい。	週1未満
普段の業務でいかしていきたい。	週1以上
まずは持ち帰って共有したいと思っています。	週1未満
	週1以上
復命研修をさせていただきたいと思います。	週1以上
	週1未満
各ケースの際に頂いた資料を参考とします。	週1未満
児相にもち帰ります。28条審判に求められる証拠、立証について実務に活かします。	週1以上
28条申立での心理所見からこういう支援が必要と言う流れから主張につなげるようにしていきたい。代理ミュンビについては、先生方に助言いただいたことを実践していきたい。	週1以上
引き継いでの一時保護の承認、28条申立がより緻密なものになると思います。心理に関する資料を充実できるようにしたいです。	週1未満
実際に事例に対応する際に参考にします。	週1未満
児相職員と法律を確認していく必要があります。	週1未満
<b>③より深く学びたい、継続的に学びたいこと</b>	
児童福祉全般	不明
体系的な法律の理解は引き続き深めていきたい。28条申立の事実認定について学びたい。	不明
子や親への支援の手法	週1未満
事例検討のほか、法的根拠に関連しつつ行政処分や不服申立、情報公開の実務についても学びたい。	週1未満
28条が認められた事例、認められなかった事例、親権停止が認められた事例、認められなかった事例について、いろいろ調べてみたい。	週1未満
サインズをもっと深く学びたい。	週1未満
	週1未満
	週1未満
両親、子に精神的問題が疑われる可能性が高い時の成人年齢に近づいている子の問題点	週1未満
全国の家裁において、28条等どのように扱われているか	週1以上
・年上児への支援（自援では親権代行が使えない、転学などの問題） ・性虐待、本人の証言のみで、重度の十のではないケースの立証。	週1以上
行政法	週1以上
・グレーな部分での判断が求められるケースでの事例検討 ・児相以外の他機関が関わる場面での事例検討	週1以上
最新かつ充実した法的知識。より広く児童福祉（心理含む）に関する理解を深めたいです。	週1未満
各地域での工夫・実践について交流し、共有していきたい。	不明
心理学、精神医学について継続的に学んでいきたい。	週1未満
心理さんのお話をもっと聞きたかった。ケース検討も、全国のいろいろなケースを聞いてみたいと思った。	週1未満
被虐待児の心理的反応（検査等にあらわれるもの）についての分析	週1以上
	週1以上
ケースへの弁護士の関わり方。	週1以上
法的な争いがある論点や、行政特有の論点を学びたいです。	週1以上



福祉的なみため、ソーシャルワークを理解できるようになりたいので、他職種の方とのグループワークを体験してみたいです。	週1以上
・虐待児童の心理について、御センターの「研修映像」を利用するなどして、より深く学んでいきたい。	週1以上
・事案の見立てを立てる力、家族の見立て ・証拠収集、証拠作り	週1以上
グループセッション（ランチョン時）で、裁判所が提出する書類の非開示／開示の問題（特に非開示上申書は開示されること等）は気を付けて今後もしっかり学んでいかなきゃいけないと思いました。	週1以上
証拠の収集方法、裁判官から見た虐待対応、警察・検察との連携	週1未満
多くの事例検討をしてみたい、全体で事例研修を開いて、その後小グループでの討論などの形だと各自意見を出しやすくなるのでやってみたい。	週1以上
他の弁護士の児相との関わり方。ランチの意見交換の時間は本当に有意義でした。	週1未満
複数職種でのケース研究をしてみたい。	週1以上
心理検査の具体的内容（一部でOK）	週1未満
	週1未満
	週1以上
家裁審判での主張立証方法	週1以上
	週1未満
	週1未満
・医療機関の取り込みと連携のあり方 ・市町村における児童家庭相談での弁護士の役割 ・乳幼児頭部外傷での事故と虐待の鑑別	不明
・法的知識を切らさないように学びたい ・Dr、他職種の意見も取り入れたい。	週1未満
講義1及び2のレベルはもっと上げた方がいいと思う。様々な弁護士が来ているので、今回は初級編でも仕方がなかったと思いますが、次回はぜひハイレベル版の講義に期待しています。	週1以上
事例検討は事例の少ない児相においては大変ありがたいです。	週1未満
証拠の作成、収集。	週1以上
事例＋訴状という形でやってほしいです。また、SV研修にも参加したい。SVとしての役割を求められるため。	週1以上
	週1未満
心理の見識を深めたいというのと、研修の中で困難ケースの検討の機会を増やしたいと思いました。	週1未満
28条審判、裁判所の説得の仕方、証拠収集、立証。	週1以上
	週1以上
検査方法をより深く学びたいと思っています。	週1未満
児童の障害、保護者のケアについての方法やケースワーク	週1未満
28条の様々な事例紹介、学びをしたいです。	週1未満



## イ) KJ 法による自由記述の分析

以上の自由記述について、次の 3 つの項目ごとに KJ 法による内容分析を行なった。

- ①「研修を通して新たに得た知識や技術、考え方」
- ②「研修で学んだことを、実務にどのように活用するか」
- ③「研修を受けたことで、より深く学びたい、継続的に学びたいこと」

その結果、①「研修を通して新たに得た知識や技術、考え方」については、6 カテゴリーに、②「研修で学んだことを、実務にどのように活用するか」も 6 カテゴリー、③「研修を受けたことで、より深く学びたい、継続的に学びたいこと」については、8 カテゴリーに分かれた（全て「その他」を除いたカテゴリー数）。なおカテゴリーによっては、カテゴリー内の内容がより明確になるように、さらに記述を分類して下位カテゴリーとして示すこととした。これらを表 9 に示す。

表9 KJ法による内容のカテゴリー化

①研修を通して新たに得た知識や技術、考え方				
No.	カテゴリー	記載数	下位カテゴリー	記載数
1	児相業務とソーシャルワークの理解	18	児相の業務とその法的根拠、法的根拠	3
			児相に携わる際の基本知識	3
			広い視点から検討する必要性	1
			行政説明、データ	2
			28条申し立て、親権制限申し立て等についての考え方、姿勢	4
			サインズを使ったケースワーク、ピクチャーアンドワーズ	2
			代理ミュンヒハウゼンについて	3
2	法制度の理解	7		6
3	弁護士の役割	14	弁護士として児相業務にかかわる意味、役割	13
			他県の配置状況	1
4	心理学、精神医学の知識、検査や診断の意味	14		14
5	証拠化について	13	心理所見の証拠化としての活用、証拠化	8
			証拠化の方法	5
6	他職種との協働	6		6
	その他	3	基礎知識	1
			他地域での実践状況	2
②研修で学んだことを、実務にどのように活用するか				
No.	カテゴリー	記載数	下位カテゴリー	記載数
1	児童相談所職員への研修内容の還元	7		7
2	児童相談所職員へのアドバイス等を行う際に活用	9		9
3	弁護士の役割や姿勢、業務のあり方等で活用	7		7
4	ケース対応における活用	9		9
5	裁判所への申し立てに活用	10	申し立ての活用	5
			裁判所への申し立てにおける心理所見の活用	5
6	多職種協働に活用	9		9
	その他	4		4

③研修を受けたことで、より深く学びたい、継続的に学びたいこと				
No.	カテゴリー	記載数	下位カテゴリー	記載数
1	法制度の理解	7	法律の理解	4
			児童福祉制度	3
2	28条の申し立て等の法的対応	16		16
3	心理学、精神医学に関するもの	8		8
4	ソーシャルワーク、支援に関するもの	7		7
5	弁護士の役割	3		3
6	多職種協働	3		3
7	事例検討	9		9
8	グループワーク	3		3
	その他	2		2

「①研修を通して新たに得た知識や技術、考え方」についてのカテゴリーを、今回の研修の各プログラムと対応させたものが表 10 である。研修のねらいとして想定したものが、新たに得た知識として習得された結果といえよう。特に「児相業務とソーシャルワークの理解」の記載数（18）と「心理学、精神医学の知識、検査や診断の意味」と「心理所見の証拠としての活用、証拠化」を合わせた記載数（21）が多かったが、当初の推定どおり、児相業務や心理職等他職種に関する知識が十分でない参加者が多く、そうした参加者にとっては新たに知識を得る機会となったことが反映していると考えられる。

表 10 研修内容と「研修を通して新たに得た知識や技術、考え方」についてのカテゴリーとの対照表

研修内容	「研修を通して新たに得た知識や技術、考え方」についてのカテゴリー
【講義 1】 児童相談所業務と法的根拠	1. 児相業務とソーシャルワークの理解 2. 法制度の理解 3. 弁護士の役割、姿勢 5. 証拠化について
【講義 2】 児童虐待と心理診断	4. 心理学、精神医学の知識、検査や診断の意味 5. 証拠化について
【事例検討 1】 児童相談所における法的対応	1. 児相業務とソーシャルワークの理解 2. 法制度の理解 3. 弁護士の役割、姿勢
【情報交換】 行政説明と情報交換	2. 法制度の理解 3. 弁護士の役割、姿勢
【事例検討 2】 児童相談所における法的対応	1. 児相業務とソーシャルワークの理解 2. 法制度の理解 3. 弁護士の役割、姿勢 4. 心理学、精神医学の知識、検査や診断の意味 5. 証拠化について 6. 多職種との協働

「研修で学んだことを、実務にどのように活用するか」については、弁護士の本来業務ともいえる「裁判所への申し立てに活用」を中心に、多職種協働、児相職員へのアドバイス、児相業務やケース

対応に活用など幅広く活用できることが記されており、児相での業務における研修の有効性が示されたものといえよう。

「研修を受けたことで、より深く学びたい、継続的に学びたいこと」については、やはり本来業務である法的対応に関してさらに学んで生きたいという記載が多かったが、それを中心として、ソーシャルワークや心理学、精神医学など児相業務関連する専門領域の学びを求めていることも分かった。また事例検討を求める記載が多く、事例を通しての学びが重要と考えていることが多数いることが分かり、事例検討の必要性を再認識する結果といえよう。

## ウ) 児相に携わる日数別の分析

さらにカテゴリーごと、あるいは下位カテゴリーがある場合は下位カテゴリーごとに、児相への関与度の高い（週1日以上）、低い（週1日未満）によって記載内容を振り分け、記載数の内訳を示した（表11～13）。

「研修を通して新たに得た知識や技術、考え方」について児相に携わる日数別の記載内容を見ると、携わる日数が多い群においては、「証拠化について」「多職種の協働」のカテゴリーで記載が、少ない群に比べて多く、さらに「証拠化について」は心理所見の証拠化などの記載が目立つなど、児相現場を踏まえ、児相の専門性を活かした具体的かつ踏み込んだ記載が多くなっている。この結果は、児相への関与度が高まるほどに、研修プログラムの内容も、児童福祉、心理、医療の基本をおさえた上で、さらに高度な内容にしていく必要があることを示唆しているといえよう。

「研修で学んだことを、実務にどのように活用するか」については、「ケース対応における活用」が携わる日数が多い群が少ない群より記載が多かった。また「児童相談所職員へのアドバイス等を行う際に活用」では、両群で記載数は同じであるものの、記載内容について、多い群は「援助方針会議で活用する」など児相業務の重要場面に踏み込んだ記載が目立った。今後、児相業務に深くかかわる弁護士が増えていくことが想定され、その場合は、より児相業務に踏み込んだ研修内容を設定していく必要があるといえよう。

「より深く学びたい、継続的に学びたいこと」については、児相の関与する頻度が高い参加者ほど、申し立て困難で、法的な争いが生じやすいケースへの学びと事例検討を求める声が高く、証拠が明確でないケースや紛争事例など、困難ケースの事例検討を積み上げていくことの重要性を示唆するものといえよう。

児相に関わる日数及び児相勤務経験によって、研修に対するニーズが異なることが明らかになった。講義形式の研修については、初級編、中級編、上級編又は初級編、上級編に分けることも有意義かもしれない。一方で、演習については経験の長い弁護士がファシリテーターとして参加することも有効であろう。

表 11 新たに得た知識や技術、考え方

No.	カテゴリー	記載数	下位カテゴリーと記載数	児相業務に携わる日数で分けた記載数の内訳と記述		
1	児相業務とソーシャルワークの理解	18	児相の業務とその法的根拠、法的根拠	週1未満 0		
				週1以上 週1以上 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児相の業務</li> <li>・法的根拠</li> </ul>	
				不1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児相業務の法的根拠</li> </ul>	
			児相に携わる際の基本的知識	3	週1未満 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児相の基本的知識</li> <li>・ケースごとでなく、全体に共通する知識、考え方</li> <li>・行政処分としての告知の必要性</li> </ul>
					週1以上 0	
			広い視点から検討する必要性	1	週1未満 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待親の背景、この状況を広い視点から観察・検討する必要性</li> </ul>
					週1以上 0	
			行政説明、データ	2	週1未満 0	
					週1以上 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政説明のデータで取り巻く状況、取り組み状況が分かった</li> </ul>
					不1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政説明</li> </ul>
			28条申し立て、親権制限申し立て等についての考え方、姿勢	4	週1未満 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・28条申し立て、親権制限申し立て等の積極的活用</li> <li>・28条事案の進め方</li> </ul>
					週1以上 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・28条の申し立て方法</li> <li>・28条の申し立て、在宅でできないか再考</li> </ul>
サインズを使ったケースワーク・ピクチャーアンドワーズ	2	週1未満 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピクチャーアンドワーズで子どもに伝える方法</li> </ul>			
		週1以上 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サインズを使ったケースワーク</li> </ul>			
代理ミュンヒハウゼンについて	3	週1未満 0				
		週1以上 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理によるミュンヒハウゼンのケースの進め方</li> <li>・代理ミュンヒのケース対応</li> </ul>			
		不1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理ミュンヒハウゼンについて理解が深まった（乳幼児の場合）</li> </ul>			

2	法制度の理解	6		6	週1未満 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待事案の法的根拠</li> <li>・法的知識の総ざらい</li> <li>・法律の遵守</li> </ul>
					週1以上 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制度の理解、自治体による解釈の違い。</li> <li>・児童福祉法について十分に理解できていない箇所があった</li> <li>・28条</li> </ul>
3	弁護士の役割、姿勢	14		13	週1未満 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践の中での果たすべき役割</li> <li>・CWを育てる視点</li> <li>・児相の弁護士の働き方</li> <li>・法的ソーシャルワークという考え方</li> <li>・児相に携わる際の心構え</li> <li>・証拠がどう以前の心構え</li> <li>・ソーシャルワークの本質を見失わない</li> </ul>
					週1以上 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士として児相業務に関わる意味</li> <li>・代理によりミュンヒハウゼンケースでの弁護士の役割</li> <li>・今までの姿勢が間違っていないと再認識できた</li> <li>・負けても良いから28条を出す</li> <li>・負けても良いから申し立てる</li> <li>・「返せるかどうか」「ケースとして申し立てをすべきかどうか」という視点の重要性</li> </ul>
			他県の弁護士配置状況	1	不1	他県の弁護士配置状況
4	心理学、精神医学の知識、検査や診断の意味	14		14	週1未満 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビネー系、WISC系の使い方</li> <li>・心理診断に対する基本的・網羅的知識</li> <li>・心理学・精神医学の知識</li> <li>・心理に関して</li> <li>・障害の概要</li> <li>・各種心理検査</li> <li>・精神医学、心理学の基礎知識</li> <li>・心理所見とケースワークとの関係</li> <li>・心理検査の方法</li> </ul>
					週1以上 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理面での調査、検査対応</li> <li>・心理診断の内容、意味</li> <li>・心理学的知識、医学的知識</li> <li>・被虐待児の心理</li> </ul>
					不1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理テストの意味合い</li> </ul>
5	証拠化について	13	心理所見の証拠としての活用、証拠化	8	週1未満 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理診断の活用方法</li> <li>・心理や医学的所見の扱い方、証拠化の方法</li> </ul>
					週1以上 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理所見の証拠としての活用</li> <li>・心理所見の書き方</li> <li>・証拠としての心理師の報告書</li> <li>・心理所見、診断票が裁判所提出用で作成されていること</li> <li>・訴状の柱となる子どもの行動とその評価</li> </ul>
					不1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判資料としての心理テスト</li> </ul>

			証拠化の方法	5	週1未満 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司指導の反応による証拠収集</li> <li>・28条審判の立証の仕方</li> </ul>
					週1以上 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証拠の分析の仕方</li> <li>・客観的証拠がない場合の対処</li> <li>・客観的証拠が乏しいケースの対応</li> </ul>
6	他職種との協働	6		6	小5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他職種との協働を意識する</li> <li>・他職種の考え</li> <li>・心理担当や一時保護所職員と協議しての裁判所提出所見の作成</li> <li>・保護所のアセスメントも重要</li> <li>・児相と弁護士間の密な連携</li> </ul>
					週1以上 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなで考えることの重要性</li> </ul>
	その他	3	基礎知識	1	週1未満 1	基礎知識を含め勉強になりました。
				週1以上 0		
		他地域での実践状況	2	週1未満 1	他庁の状況	
				週1以上 1	他地域での実践状況	

表 12 実務への活用

No.	カテゴリー	記載数	下位カテゴリーと記載数	児相業務に携わる日数で分けた記載数の内訳と記述		
1	児童相談所職員への研修内容の還元	7		7	週1未満 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは持ち帰って共有する</li> </ul>
					週1以上 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CWにフィードバック</li> <li>・所属児相で研修を行うときに活用</li> <li>・復命研修</li> <li>・児相に持ち帰る</li> </ul>
					不 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的根拠について研修を開くなどして還元</li> <li>・他の顧問弁護士にも還元</li> </ul>
2	児童相談所職員へのアドバイス等を行う際に活用	9		9	週1未満 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的アドバイスの際に多角的な視点で検討することを意識する</li> <li>・個別ケースのピンポイントの相談を受けたときに、園前後のこともフォロー、確認する。</li> <li>・児相職員と法律を確認していく</li> <li>・CWへの配慮、適切な指摘</li> <li>・もう一度条文を読み込んで、できるだけ早く正確にアドバイスしたい</li> </ul>
					週1以上 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・援助方針会議でのアドバイス</li> <li>・判定会議、援助方針会議などでの発問や助言</li> <li>・ケースワークのアドバイス</li> <li>・担当者から相談を受けたときに活用</li> </ul>
3	弁護士の役割や姿勢、業務のあり方等で活用	7		7	週1未満 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他県の弁護士にやり方を取り入れたい</li> <li>・弁護士に求められるものは何かを考える</li> <li>・積極的にかかわっていくこと</li> </ul>

					週1以上 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士の立ち位置</li> <li>・証拠がなくても何とかしようとする姿勢</li> <li>・弁護士配置のあり方の改善</li> <li>・弁護士の勤務についての県との協議で役立てたい</li> </ul>
4	ケース対応における活用	9		9	週1未満 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に事例に対応する際に必要</li> <li>・普段の業務で活用</li> <li>・ソーシャルワークの手法</li> </ul>
					週1以上 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討1で学んだ困難ケースを同種事案に応用</li> <li>・代理によるミュンヒハウゼン症候群への対応に活かす</li> <li>・研修で得たノウハウを踏まえてケースを見直す</li> <li>・保護者との面接で、子どもの気持ちを伝える言葉の選び方</li> <li>・児童の状況把握</li> <li>・保護者と会うとき、児童面接でサインズを活用する</li> </ul>
5	裁判所への申し立てに活用	10	申し立てに活用	5	週1未満 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きや申立書の作成に活用</li> <li>・一時保護の承認、28条の申し立て</li> </ul>
					週1以上 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・28条申立書の起案</li> <li>・適切な28条の申し立て</li> <li>・28条審判に求められる証拠、立証に役立てる</li> </ul>
			裁判所への申し立てにおける心理所見の活用	5	週1未満 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理所見の何をどのように盛り込むか</li> <li>・証拠が薄いケース等で心理検査報告書を28条申し立てで活用する</li> <li>・心理に関する資料の充実</li> </ul>
週1以上 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・28条申し立てで、心理所見からこういう支援が必要という主張につなげるようにする</li> </ul>					
不1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より良い心理所見の作成</li> </ul>					
6	多職種協働に活用	9		9	週1未満 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に他職種との意見交換をしたい</li> <li>・他職種の行動が理解できたので、参考にしたい</li> <li>・児童福祉司、心理士、精神科医とのコミュニケーションに活用</li> <li>・他職種との協議の中で活かす</li> </ul>
					週1以上 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CWとのコミュニケーションのとり方</li> <li>・心理士ともっと話をする</li> <li>・CWとの協働の工夫</li> <li>・心理職と積極的に話し、教えてもらいながら知識と実践を結びつける</li> </ul>
					不1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理職の活用方法について協議・検討する</li> </ul>
	その他	4		4	週1未満 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本に立ち返りたい</li> <li>・研修資料を参考にする</li> </ul>
					週1以上 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他地域の実践、工夫の取り入れ</li> </ul>
					不1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児福審での諮問や区の活動等、見相以外の活動に活用する</li> </ul>



表 13 より深く学びたい、継続的に学びたいこと

No.	カテゴリー	記載数	下位カテゴリーと記載数		児相業務に携わる日数で分けた記載数の内訳と記述	
1	法制度の理解	7	法律の理解	4	週1未満 2	・最新かつ充実した法的知識 ・法的知識
					週1以上 1	・行政法
					不1	・体系的な法律の理解
			児童福祉制度	3	週1未満 1	・より広く児童福祉に関する理解
					週1以上 1	・行政特有の論点
					不1	・児童福祉全般
2	28条の申し立て等の法的対応	16	16	週1未満 5	・行政処分や不服申立、情報開示等の法的実務 ・承認と不承認の事案について ・証拠の収集方法 ・28条の事例紹介 ・裁判官から見た虐待対応	
				週1以上10	・全国の家裁において28条等どのように扱われているか ・証言のみによる性的虐待の実証 ・法的な争いがある論点 ・証拠収集、証拠作り ・書類の開示非開示の問題 ・家裁審判での主張立証方法 ・証拠の作成、収集 ・28条審判 ・裁判所の説得の仕方 ・証拠収集、立証	
				不1	・28条申立の事実認定	
3	心理学、精神医学に関するもの	8	8	週1未満 6	・心理学、精神医学について継続的な学び ・心理士の話 ・心理検査の内容 ・心理の見識を深めたい ・検査方法 ・児童の障害	
				週1以上 2	・被虐待児の心理的反応 ・虐待児童の心理	
4	ソーシャルワーク、支援に関するもの	7	7	週1未満 4	・子や親への支援の手法 ・サインズオブセイフティ ・保護者のケアについての方法やケースワーク ・両親、子に精神的問題が疑われる可能性が高い時の成人年齢に近づいている子の問題点	
				週1以上 3	・18歳を超えた年長児への支援 ・福祉的なみため、ソーシャルワーク ・見立てを立てる力、家族の見立て	
5	弁護士の役割	3	3	週1未満 0		
				週1以上 1	・ケースへの弁護士の関わり方	
				不1	・市町村における弁護士の役割	

6	多職種協働	3		3	週1未満 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察・検察との連携</li> <li>・Dr.や他職種の意見を取り入れる</li> </ul>
					週1以上 0	
					不1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の取り込みと連携</li> </ul>
7	事例検討	9		9	週1未満 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討</li> <li>・ケース検討</li> <li>・事例検討（前例がない児相では大変ありがたい）</li> <li>・困難ケースの検討</li> </ul>
					週1以上 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの事例検討</li> <li>・複数職種でのケース研究</li> <li>・事例＋訴状の形の事例検討</li> <li>・グレーな部分での判断が求められるケースでの事例検討</li> <li>・児相以外の他機関が関わる場面での事例検討</li> </ul>
8	グループワーク	3		3	週1未満 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の弁護士との情報交換</li> </ul>
					週1以上 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種合同でのグループワーク</li> </ul>
					不1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域での工夫・実践について</li> </ul>
	その他	2		2	週1未満 0	
					週1以上 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SV研修に参加したい。SVの役割も求められるから</li> </ul>
					不1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児頭部外傷での事故と虐待の鑑別</li> </ul>

#### 4. まとめ

平成 30 年度に試行的に実施した「児童相談所弁護士専門研修」の受講者による評価を分析した結果から、以下のことがいえる。

1. 児童相談所の勤務経験が少ない弁護士にとっては、児童相談所の業務に関する学びを得られる研修は有益である。
2. 児童相談所への関与度が高い弁護士ほど、児童相談所の多職種チーム一員として、援助方針会議等の意思決定場面に関与することになるため、児童相談所の他職種の専門性の理解、ソーシャルワークに貢献する知見など、児童相談所の業務に踏み込んだ高度な研修内容を求めている。
3. 事例検討は、児童相談所への関与度の多寡にかかわらず、どの弁護士も意義があり有効だと感じている。
4. 児童相談所への関与度が高い弁護士ほど、証拠が明確でないケースなど、司法判断が困難なケースの検討を積み上げていくことを求めている。
5. 心理学や精神医学の知見に興味をもつ弁護士は多い。児童相談所への関与度が高い弁護士ほど、心理所見の証拠化の可能性など、心理学と法的対応を結び付けて理解を深めたいと望んでいる。

今後、児童相談所弁護士研修を継続的に実施していく場合、参加者の児童相談所への関与度が徐々に高まっていくことが予想される。その場合は、研修内容をより高度なものへと変えていく必要がある。一方で、弁護士は一つの領域に長く携わることはなく、児童福祉以外の領域に移ってキャリアを積んでいくことが一般的ともいわれている。その場合、児相の業務経験が低い弁護士が常に一定数参加することになり、それに合わせた研修プログラムも必要となる。今後の参加者の状況の推移、特に児相業務への関与度がどの程度かを把握していくことが、研修プログラムを策定する際に重要な視点となろう。

平成 30 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

「児童相談所に配置される弁護士等を対象とした研修の  
効果的な実施方法に関する調査研究」

報告書

発効日：平成 31 年 3 月

編集 代表者 増沢 高

共同研究者 岩佐嘉彦

影山 孝

橋本佳子

藤田香織

藤林武史

川松 亮

中垣真通

南山今日子

村木良孝

発行 社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)